

# 伊勢市森林経営管理制度基本方針

令和8年6月26日 策定

## 1. 背景および趣旨

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など公益的機能を発揮することにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものであるが、林業の担い手不足や所有者不明の森林の増加により、手入れが行き届かない森林が増えているのが現状である。

このような中で、森林の有する公益的機能の重要性を考慮し、経営管理が難しい森林について市町村自らが管理を行う新たな制度として平成31年4月に森林経営管理法が施行された。

また、森林整備やその促進に必要な財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税の仕組みが併せて設けられた。

本方針は本市に存する森林（人工林）について、森林の経営管理を円滑に進める事が出来るよう、取組の基本的な方針を定めるものである。

## 2. 伊勢市の森林の現状

伊勢市の総面積は20,837haであり、森林面積は10,959haで、総面積の53%を占めている。制度の対象とする民有林人工林面積は5,447haで人工林率は55%となっている。

表1【伊勢市の森林の現状】 令和7年2月時点の森林林業統計書をもとに作成

	面積	備考
総土地面積	20,837ha	
森林面積	10,959ha	森林率 53%
国有林面積	0ha	
民有林面積	10,959ha	
対象内民有林	5,447ha	
うち人工林面積	3,022ha	対象民有林の人工林率：55%
天然林面積	2,351ha	
その他面積	73ha	
対象外民有林	5,512 ha	森林経営計画策定済の森林

表2【森林整備状況】

(単位：ha)

区分	人工林	天然林	その他	合計
未整備森林	2,996	2,351	73	5,420
整備済森林等（表3）	26	0	0	26
合計	3,022	2,351	73	5,446

表3【過去10年間の施業等の実績一覧】

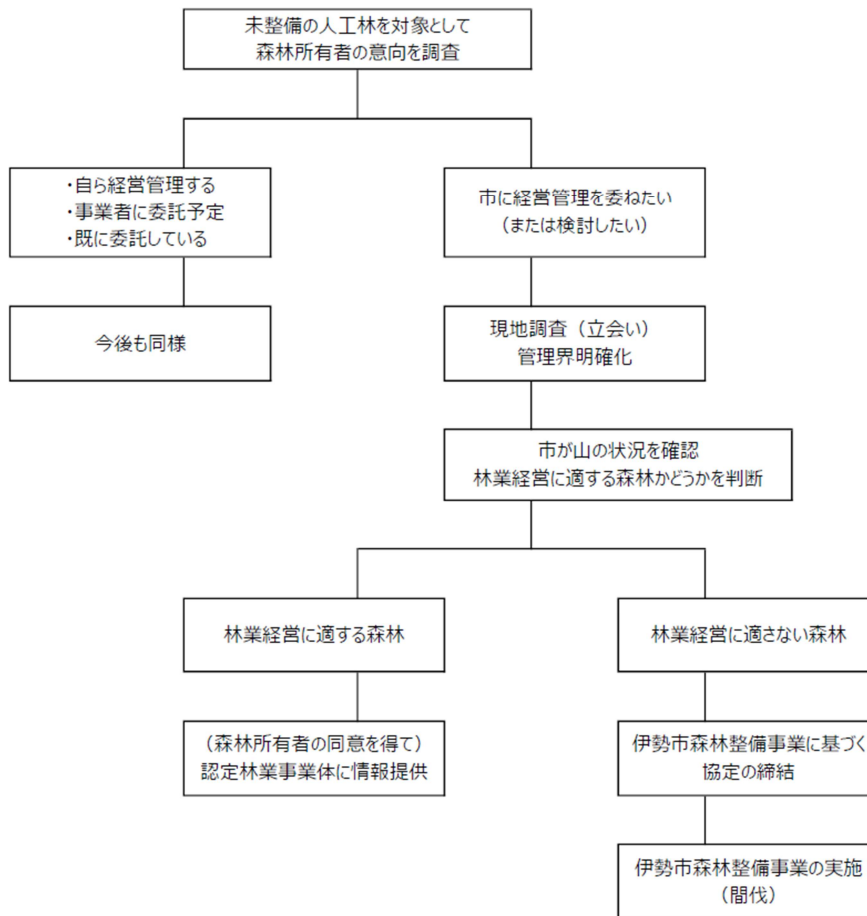
(単位：ha)

施業者	事業（内容）	人工林	天然林	その他	合計
認定林業事業者	造林事業（間伐）	6.8	0	0	6.8
伊勢市	森林経営管理事業（間伐）	12.7	0	0	12.7
伊勢市	市有林整備（間伐）	6.1	0	0	6.1
合計		25.6	0	0	25.6

### 3. 伊勢市の森林経営管理制度の基本的な考え方

表2【森林整備状況】より、未整備森林のうち人工林（2,996ha）の森林所有者に対し、意向調査を実施する。意向調査で「市に経営管理を委ねることを検討したい」と回答のあった森林については、管理界明確化を実施する。その後、市が森林の状況を見て、林業経営に適する森林かどうかを確認し、林業経営に適する森林であった場合は、森林所有者の同意を得て認定林業事業者へ情報提供し、市を介さず事業者と森林所有者の間で経営する方向で検討いただく。林業経営に適していない森林は、市と森林所有者で協定を締結して、間伐を実施し、森林の持つ公益的機能を発揮できるよう改善を図る。

#### ○フローチャート



## ○スケジュール

時間	1年目	2年目 / 3年目	4年目以降
業務	意向調査	管理界明確化（現地確認・測量）	協定締結→施業
内容	森林所有者に、森林の維持管理や今後の方針について意向確認（アンケート）を実施	1年目の調査において、市への経営管理を任せたいと意向のあった山林について、所有者に本制度の説明を行ったうえで、現地確認および管理範囲を確定させるための測量業務を実施。	林業経営に適さない森林については、協定を締結し間伐を実施。

また、下記表4に、市内の森林に対する市の基本的な考えを示す。

表4【伊勢市の森林に対する基本的な考え方】

項目	内容	
①人工林の定義	スギ・ヒノキで構成される森林であること。	
②寄付への対応	受け付けない。	
③林業経営に適する森林	森林管理が行き届いている、また路網が整備されているなど、経済性が確保できる森林。	
④協定締結期間	5年間 ※協定締結から、その区域の森林整備完了に要する年数とする。	
⑤管理内容	主伐再造林	×
	利用間伐（搬出間伐）	×
	切捨間伐（5年間で1回）	○
	巡視（必要に応じて）	○
⑥森林保険加入	市は加入しない。 所有者負担による加入は差し支えない。	
⑦協定の終了後の森林について	この事業で整備を行った森林においては、協定終了後5年間、主伐は行っていない。	
⑧災害時の対応	風倒木や林野火災などの被害については市では対応しない。 激甚な被害により、災害復旧事業の対象となる場合については別途協議する。	

## 4. 制度で実施する業務について

### （1）意向調査・管理界明確化について

対象とする地域を選定し、はじめに意向調査を実施する。意向調査において「市に経営管理を委ねることを検討したい」と回答のあった森林については、原則として対象とする人工林を所有者ごとに経営管理の範囲を定めることとし、必要となる管理界明確化を進める。

○意向調査・管理界明確化業務の具体について

意向調査の方法は、対面または郵送により実施する。

管理界明確化の方法は、森林所有者による立会を原則とし、表 7 のとおり進める。

業務実施の際は、本方針及び各業務の特記仕様書に基づき実施することとする。

○意向調査の対象とする森林

意向調査の対象とする森林は、表 2【森林整備状況】より、未整備森林のうち人工林（2,996ha）の森林とする。さらに、下記の表 5【意向調査対象森林の抽出方法】にある要素をもとに抽出を進める。

表 5【意向調査対象森林の抽出方法】

抽出条件	抽出するためのデータ	データ単位
①一帯が概ね人工林であること	森林簿、林地台帳	林小班
②過去 10 年間、森林経営管理が行われていないこと	森林簿と各事業関係資料・森林法関係届出書等（表 3 以外の山林）	林小班
③私有林であること （個人／法人の所有を問わない）	森林簿、林地台帳	林小班

まず、地域性を考慮し地区割を行う。大字単位で考えることを基本とし、下記の 7 地区を設定する。

朝熊／上野／二見／前山／矢持／横輪／その他

○意向調査を進める地域の優先順位の選定方法

つぎに、下記表 6 で定めた指標を各林班ごとに計算する。「より高い配点の林班が多い地区」から意向調査を進める。同点となった場合、その地区の優先度の平均値を算出のうえ、平均値の高い方から進める。

表 6【意向調査の優先度】

指標	項目	内容	配点
指標 1 【人工林率】	効率的な森林整備を進めるため、対象とする地域の人工林率について分類	人工林率が 60～100%	◎：2 点
		人工林率が 30～60%	○：1 点
		人工林率が 0～30%	△：0 点
指標 2 【在村率】	施業方針における地域での意向が示される可能性を考慮し分類	在村率が 60～100%	◎：2 点
		在村率が 30～60%	○：1 点
		在村率が 0～30%	△：0 点

指標3 【森林面積】	効率的な森林整備を進めるため、所有者1人あたりが所有する森林面積（登記面積）について分類	1ha 以上所有	◎：2点
		0.5～1ha 所有	○：1点
		0～0.5ha 所有	△：0点
指標4 【公益的機能】	森林の持つ公益的機能を考慮し、水源地域および特定水源地域に指定されている地区を分類	指定あり	◎：2点
		指定なし	△：0点

これらを踏まえて、意向調査の順番は下記のとおりとする。

朝熊→矢持→上野→横輪→その他→二見→前山

表7【立会による森林管理界明確化の工程】

工 程	留 意 点
① 事業実施箇所の選定・発注・契約	発注後、業務開始に先立って当該地域の自治会へ概要を説明する。
② 現地調査票作成	意向調査時の資料をもとに、現地調査に必要な書類を作成する。
③ 森林所有者へ書類送付	調査票、所有山林への立入りの同意を回収する。 (必要に応じて委任状も回収)
(送付について) 意向調査票の回答者あてに書類を送付する。ただし、書類が不着となった場合は、住民票や戸籍謄本、課税情報などを確認する。または自治会役員に聞き取りのうえ再送を行う。	
④ 森林所有者への事業概要説明	市役所や地域の公民館等で説明会を実施する。
⑤ 日程調整のうえ、現地立会	立会いを委任する場合、委任された者が現地を確認。
(委任について) 森林所有者本人の立会が難しい場合、代理人を定め委任状の提出があれば代理人による立会を認める。ただし、代理人に行政職員（伊勢市長あるいは伊勢市職員）を定めることは出来ない。	
⑥ ⑤をもとに確認図（案）の作成	
⑦ 森林所有者への説明、および測量	
⑧ 標準地調査	林分の状況を把握した上で、間伐方法や本数などの方針を決める。
⑨ 森林管理確認図作成	

## (2) 意向調査・管理界明確化業務実施後の流れについて

下記の表 8 に従って森林所有者の意向に沿った対応を実施する。

表 8【意向調査・管理界明確化業務実施後のながれ】

意向調査時の回答（意向）	対応方法
1. 市に経営管理を委ねることを検討したい。	林業経営に適しているか否か判断し、下記のとおり進める。 ①林業経営に適する森林 認定林業事業体に情報提供をする。 市を介さず、事業体と森林所有者の間で経営する方向で検討いただく。 ②林業経営に適しない森林 森林境界明確化実施後、森林所有者で 5 年間の協定を締結して、間伐を実施する。協定については、「伊勢市森林整備事業実施方針（別紙 1）」によるものとする。 協定期間終了後、経営に適した森林となった場合は認定林業事業体に情報提供する。
2. その他	記載いただいた内容を確認のうえ、必要に応じて聞き取りや制度説明を行う場合がある。

## (3) 間伐業務の実施

森林整備は、切捨間伐（1 回）とし、「選木」・「伐倒」・「枝払」・「玉切」の作業を実施する。業務の実施に当たっては、特記仕様書に準ずる。

なお、施業の実施にあたっては、間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象災害等に十分注意した上で本数間伐率は 30%程度とする。なお、保安林においては当該保安林における作業の許可基準に従う。

## (4) 森林巡視

火災、病虫害および気象災害の被害確認のため、必要に応じて森林巡視を行うものとする。また、森林巡視によらない森林所有者からの連絡や要望については、協定に基づき協議のうえ対応を決定する。

## 5. 方針の運用および見直しについて

本方針を基にして、事業の円滑な実施及び森林環境譲与税の有効活用を図るため、「伊勢市森林経営管理制度・森林環境譲与税に関わる連絡会議（別紙 2）」を実施する。

また、更新や修正など見直しする必要が生じた場合は、伊勢市森林経営管理制度基本方針見直し検討会（以下：方針見直し検討会※）を開催する。

なお、見直しの際は変更箇所は赤字で記載し、新旧対照表の作成は省略できるものとする。

※方針見直し検討会の参加者：学識経験者／三重県伊勢農林水産事務所 森林・林業室／  
みえ森林経営管理支援センター／認定林業事業体／伊勢市農  
林水産課